函館市環境教育・環境学習推進基本方針検討会議設置要領

(設置)

第1条 本市の環境教育・環境学習を幼児から高齢者まで一貫して総合的に推進するために策定する「函館市環境教育・環境学習推進基本方針」について協議するとともに,当該方針の策定後における環境教育・環境学習を円滑に推進するため「函館市環境教育・環境学習推進基本方針検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(審議事項)

- 第2条 会議は,次の事項を協議する。
 - (1) 環境教育・環境学習推進基本方針に関すること。
 - (2) 推進目標に関すること。
 - (3) 実施状況に関すること。
 - (4) その他環境教育・環境学習の推進に関すること。

(構成)

- 第3条 検討会議は,別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 議長は,特に必要があると認めるときは,審議事項に関係のある職員に検討会議への出席を求めることができる。
- 3 その他議長が認める事項については、構成員の所属する課の係長職の者により 協議することができる。

(議長)

- 第4条 検討会議の議長は、環境部環境保全課長をもって充てる。
- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(召集)

第5条 会議は,必要に応じ議長が招集する。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は,環境部環境保全課が行う。

(その他)

第7条 この要領で定めるもののほか,検討会議の運営その他この要領の施行について必要な事項は,議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要領は,平成15年7月15日から施行する。

附 則

別表(第3条関係)に交通局運輸課長を追加する。 この要領は,平成16年10月1日から施行する。

函館市環境教育・環境学習推進基本方針検討会議 委員名簿

\	\
市民部	市民課長
福祉部	子育て推進課長
環境部	環境保全課長
	リサイクル推進課長
	清掃工場長
	埋立処分場長
農林水産部	農林課長
土木部	河川課長
	緑化推進課長
	参事(住宅都市施設公社 花と緑の課長)
都市建設部	都市デザイン課長
生涯学習部	生涯学習課長
	文化財課長
	市立函館図書館長
	市立函館博物館長
	函館市青少年研修センター所長
学校教育部	指導室長
水道局	浄水課長
	終末処理場長
交通局	運輸課長

通知先(送付先)

函館市環境教育・環境学習基本方針検討会議委員

四面中级先跃日	极况于自至于万里代的公威女员
市民部	市民課長
福祉部	子育て推進課長
環境部	環境保全課長
	リサイクル推進課長
	清掃工場長
	埋立処分場長
農林水産部	農林課長
土木部	河川課長
	緑化推進課長
	参事(住宅都市施設公社 花と緑の課長)
都市建設部	都市デザイン課長
生涯学習部	生涯学習課長
	文化財課長
	市立函館図書館長
	市立函館博物館長
	函館市青少年研修センター所長
学校教育部	指導室長
水道局	浄水課長
	終末処理場長